

倫理委員会議事次第

(第104回 2026年3月30日(月) 13:00~14:50)

I 開会

II 議題

審議事項

1. 「IAASB 及び IESBA SWP2028-2031 共同サーベイ」に対するコメント案について

【資料 1-1 及び 1-2】

協議事項

1. 倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」の改正公開草案(報酬依存度)について

【資料 2-1~2-3】

報告事項

1. 会員からの職業倫理相談状況について

【資料 3】

III 閉会

以 上

資料	資料No.
IAASB 及び IESBA SWP2028-2031 共同サーベイの概要	1-1
IAASB 及び IESBA SWP2028-2031 共同サーベイ	1-2
倫理規則実務ガイダンス Q&A の改正について	2-1
報酬依存度 Q&A 改正案	2-2
(別案) 報酬依存度 QA 改正案	2-3
会員からの職業倫理相談状況	3

2026年3月30日
第104回倫理委員会
配付資料No. **1-1**

IAASB及びIESBA SWP2028-2031 共同サーベイの概要

2026/3/30



 日本公認会計士協会

SWP (Strategy and Work Plan): 戦略及び作業計画に関する共同サーベイについて

- IESBA (国際会計士倫理基準審議会) と、IAASB (国際監査・保証基準審議会) は、SWP (Strategy and Work Plan: 戦略及び作業計画) について、次期戦略期間 (2028-2031年) に向けて、グローバルなステークホルダーの意見を集約するための共同サーベイを2026年1月21日に公表 (2026年5月15日期限)
- SWPとは
 - ▶ IAASB及びIESBA (以下「SSB」という。) が策定する、4年の期間を対象とした基準設定における**戦略と作業計画**である。現在は2024-2027のSWPが進行中であり (現在の戦略と作業計画についてはスライドP3からP5まで参照)、2026年第1四半期から、次期2028-2031のSWP策定サイクルに入る。
 - ▶ SSBは、SWPの策定に伴い、**多様なステークホルダーからの意見を把握し**、現在の環境における職業会計士の役割をより深く理解し、高品質な国際基準の開発という使命を通じて公共の利益に最善の形で貢献できる方法を把握することを重視している。
- **寄せられた意見を十分に検討した後**、SSBは、戦略的テーマ、優先順位及び作業計画案を含むSWP2028-2031に関する協議文書を2027年第1四半期に公表し、その後、2027年12月にSWP確定版の承認を得る予定である。

SWP (Strategy and Work Plan) :

現行の戦略及び作業計画 (1/3)

- SSBが策定する、現行（2024-2027）の**戦略目標**は以下のとおりである。
- **IAASBの2024-2027戦略目標**
 - ▶ サステナビリティ報告の保証に関する、グローバルに受け入れられる基準の確立
 - ▶ 公益上のニーズが最も大きい領域に焦点を当て、品質を確保した監査・レビュー業務の一貫した遂行を支援するために基準を強化すること。
 - ▶ IESBAや他の基準設定機関・規制当局との連携を強化し、公益のための協調行動を高めること。
 - ▶ モニタリング・グループ改革のビジョンに沿って、より機動的で革新的な業務運営の在り方を構築すること。
- **IESBAの2024-2027戦略目標**
 - ▶ サステナビリティ報告及び保証に対する信頼の向上
 - ▶ サステナビリティ報告・保証以外の分野において、IESBA倫理規程を強化すること、又はその他の対応策を実施すること。
 - ▶ 多様なステークホルダーの視点を更に取り込みつつ、基準のグローバルな運用可能性・受容性を高めること。
 - ▶ 採用と実施への継続的な注力を通じたIESBA倫理規程の影響力の拡大

SWP (Strategy and Work Plan) :

現行の戦略及び作業計画 (2/3)

- 2024-2027戦略目標を受けた、現段階でのIAASBの**作業計画**の概要は以下のとおりである。

プロジェクト	目標とするマイルストーン	
	2026年	2027年
ISA 540 (改訂版) の実施後レビュー	提言	
実施後レビュー - 社会的影響度の高い事業体 (PIE) - SSB共同活動		PIEの定義の見直し
複雑性の低い事業体のための国際監査基準のメンテナンス	公開草案	最終基準
監査証拠とリスク対応	公開草案	最終基準
ISRE 2410	公開草案	最終基準
テクノロジー品質マネジメント作業部会	行動計画・作業開始	進行中の作業
ISA 500シリーズにおけるその他の基準	プロジェクト提案・公開草案	公開草案後の開発
ISA 315 (2019年改訂版) の実施後レビュー		情報収集
ISA 320 - 監査の計画及び実施における重要性		情報収集

SWP (Strategy and Work Plan) :

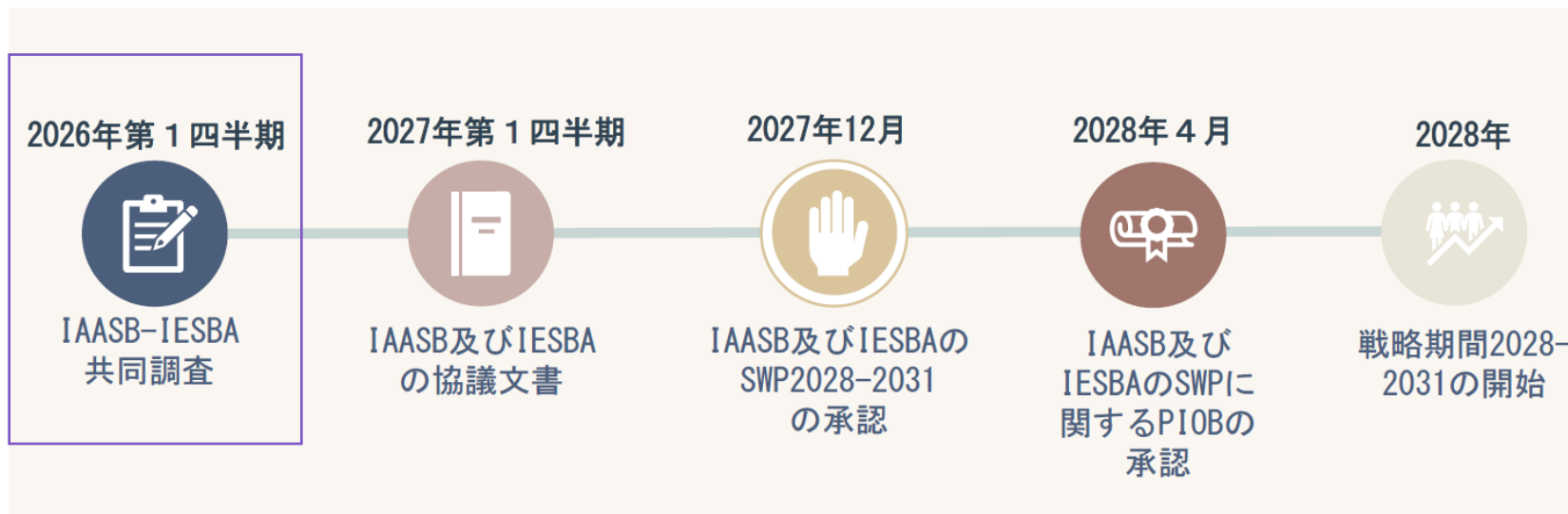
現行の戦略及び作業計画 (3/3)

- 2024-2027戦略目標を受けた、現段階でのIESBAの**作業計画**の概要は以下のとおりである。

プロジェクト	目標とするマイルストーン	
	2026年	2027年
集団投資ビークル及び年金基金	非公式資料	
会計事務所等の文化及びガバナンス	非公式資料及びその他の取組、会計事務所等の文化及びガバナンスの枠組み	非公式資料及びその他の取組、会計事務所等の文化及びガバナンスの枠組み
サステナビリティ情報の全ての作成者へのIESBA倫理規程の影響拡大の検討		職務権限案と情報収集
CFOの役割	情報収集：報告書と提言	
Part 5 の適用範囲外におけるサステナビリティ保証業務のためのProfession-Agnosticな独立性基準の開発	情報収集：報告書と提言	
ビジネス上の関係		職務権限案と情報収集
監査事務所－監査業務の依頼人との関係		職務権限案と情報収集
実施後レビュー－NOCLAR	情報収集：報告書と提言	
実施後レビュー－再構築版IESBA倫理規程	情報収集：報告書と提言	
実施後レビュー－長期関与フェーズ2		職務権限案
実施後レビュー－非保証業務及び報酬		職務権限案

当サーベイの位置付け

当サーベイは、SSBが**多様なステークホルダーからの意見を把握した上で**、次期の戦略的テーマ、優先順位及び作業計画案を含む**SWP2028-2031に関する協議文書を作成するための共同調査**である。



IESBAのステークホルダー重視の戦略と意見収集の重要性（1/3）

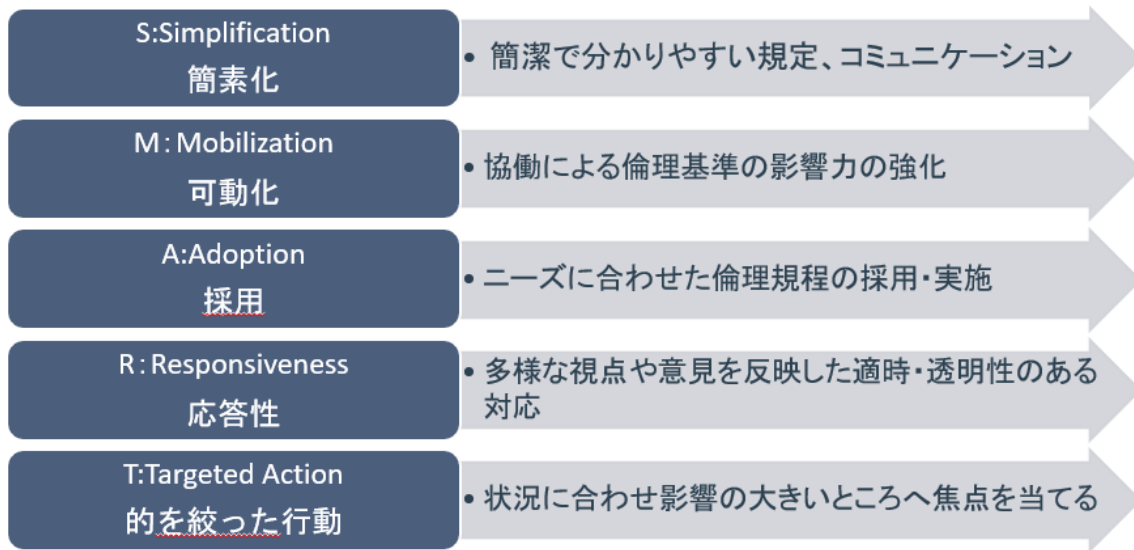
- IESBAの包括的戦略は以下のとおりである。その一つが、**ステークホルダーエンゲージメント及びコミュニケーションの強化**となっている。

IESBAの包括的戦略

- 簡素化を含む A&Iへの支援強化
- 実施後レビューの重点化
- ステークホルダーエンゲージメント及びコミュニケーションの強化
- 2027年までは新たな主要基準は策定しない。

IESBAのステークホルダー重視の戦略と意見収集の重要性（2/3）

- IESBAによるステークホルダーとのコミュニケーション、エンゲージメントは、基準設定及び**ステークホルダーへのエンゲージメントプロセス**の明確性、効率性、グローバルな関連性を高めるためのアプローチである以下のIESBA SMARTフレームワークに基づき実施される。

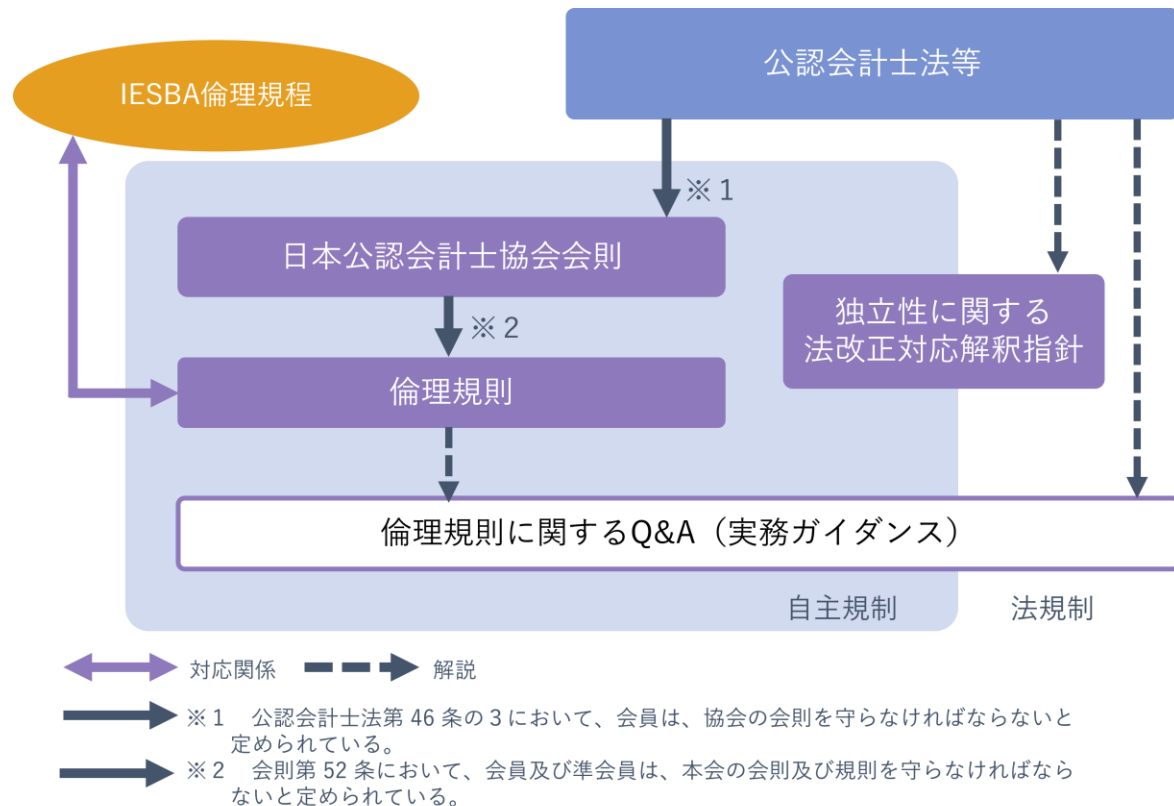


IESBAのステークホルダー重視の戦略と意見収集の重要性（3/3）

- **倫理規則は、IESBA倫理規程と対応**するよう定められている（次スライド参照）。
- IFAC加盟団体には、IESBAで策定された倫理規程を遵守する義務があり、原則として、**IESBAよりも緩い規定を定めることは認められていない**。
- 日本公認会計士協会もIFACの加盟団体であり、「倫理規則」は、IESBA倫理規程を基に、我が国の公認会計士法等の法令や、我が国に以前から存在した倫理関係の規定等を考慮して作成されている。
- 倫理規則は、**職業会計士が実施する全ての専門業務（監査・コンサル・組織所属の会計士等）を対象**としている。
- 以下のようなプロセスで倫理規則への導入が検討されるため、**IESBAにおける検討段階から議論の動向を注視し、日本として意見発信していくことが重要**である。



(参考) 我が国の職業倫理に関する規範体系



SWP (Strategy and Work Plan) : 戦略及び作業計画に関する共同サーベイの構成

- 本調査は以下の五つのセクションで構成されている。
 - ▶ セクションⅠ
 - ◆ 回答者の属性（所属先、法域等）
 - ▶ セクションⅡ
 - ◆ 背景（IFEA、SSBの役割、SWP2024-2027の戦略目標等）
 - ▶ セクションⅢ
 - ◆ 2028-2031におけるSSBの戦略的ポジショニング（SSBが達成すべき成果）
 - ▶ セクションⅣ
 - ◆ SSBに影響を与える主要な環境動向（①DX、②地政学的・規制環境の変化、③サステナビリティに関する進化する期待、④会計事務所等の進化する構造及びビジネスモデル）
 - ▶ セクションⅤ
 - ◆ SSBの作業計画における共同アクション領域（SSBが共同して行うプロジェクト）

共同サーベイ質問一覧（1/4）

- セクション I（Appendix P18、19参照）
 - ▶ 質問 1 どの立場からこのフィードバックを提供していますか？
 - ▶ 質問 2 ご自身又は所属組織が該当するステークホルダーグループを選択肢から選択してください。
 - ▶ 質問 3 ご自身又はご所属組織に最も該当する地理的地域を選択してください。

- セクション III（Appendix P22参照）

当セクションにおける質問は、SSBが次期戦略期間の基本方針を設計する際の土台となる意見を把握することを目的とする。

 - ▶ 質問 4 SSBは2028-2031年を見据えるに当たり、急速に変化するグローバル環境において公益に最善の形で貢献するための戦略と作業計画の在り方を検討しています。これには、SSBが基準設定及び関連活動において、いかに関連性を保ち、迅速に対応し、影響力を発揮し続けるかについての慎重な考察が含まれます。この文脈において、SSBが次期戦略期間（2028-2031年）に達成すべき目標は何であるとお考えですか？

共同サーベイ質問一覧（2/4）

- セクションⅣ

当セクションにおける質問は、SSBが次期SWPを設計する上で、どの環境トレンドをどれだけ重視すべきかを評価し、戦略ドライバーを絞り込むことを目的とする。

質問5 以下の指示に従い、特定された環境動向（A.1～D.4）をそれぞれ評価してください。

- ▶ A.1～A.3（Appendix P23、24参照）

- A.1 デジタルトランスフォーメーション - 新興テクノロジーの利用増加

- A.2 デジタルトランスフォーメーション - デジタル資産及びデジタル資産の制度化

- A.3 デジタルトランスフォーメーション - テクノロジーがもたらす金融犯罪

- ▶ B.1～B.4（Appendix P25、26参照）

- B.1 地政学的・規制環境の変化 - 規制の変更

- B.2 地政学的・規制環境の変化 - 分断化のリスク

- B.3 地政学的・規制環境の変化 - 基準設定におけるより高い迅速性の必要性

- B.4 地政学的・規制環境の変化 - 多様な意見の反映を求める声

- ▶ C.1～C.2（Appendix P27、28参照）

- C.1 サステナビリティ情報に関する期待の変化 - サステナビリティ報告・保証への継続的な需要

- C.2 サステナビリティ情報に関する期待の変化 - 規制及び地政学的な変化

共同サーベイ質問一覧（3/4）

▶ D.1~D.2（Appendix P29、30参照）

D.1 会計事務所の進化する構造とビジネスモデル - 代替的な所有構造

D.2 会計事務所の進化する構造とビジネスモデル - 会計・監査業務における非職業会計士の関与の増加

D.3 会計事務所の進化する構造とビジネスモデル - 人材の獲得・維持の課題

D.4 会計事務所の進化する構造とビジネスモデル - 非保証業務

共同サーベイ質問一覧（4/4）

● セクションⅣ

- ▶ 質問6 SSBが検討すべきと考えられる、本調査でカバーされていないトレンドや関連分野・事項はありますか？ある場合は詳細を記載してください。
- ▶ 質問7 特定されたトレンドの評価に基づき、SSBが2028年に開始する次期戦略期間において検討すべき最重要トレンド上位五つを順位付けしてください。

● セクションⅤ

当セクションにおける質問は、次期SWPの策定過程の早い段階で、IAASBとIESBAが共同又は並行して取り組むことのできるトピックやイニシアチブにつながる共通関心領域を洗い出すことを目的とする。

- ▶ 質問8 共通の関心分野や、共同又は並行作業計画のテーマ（例：基準設定や非公式資料）に関するご意見、又はその他の取組や活動について、ご意見を共有ください。



Appendix

Appendix : セクション I 回答者について (質問1~3)

- 質問1
 - ▶ どの立場からこのフィードバックを提供していますか？
- 質問2
 - ▶ ご自身又は所属組織が該当するステークホルダーグループを以下の選択肢から選択してください。
 - 学術機関
 - 会計事務所
 - グローバル会計事務所
 - 国内又は地域の大手会計事務所
 - 中小規模会計事務所
 - 個人開業会計士
 - IFAC加盟団体又はその他の専門会計組織若しくは専門職団体
 - IFAC加盟団体又は関連団体
 - その他の専門会計組織又は専門職団体
 - 国際機関 – 具体的に明記してください：[…]
 - 管轄区域基準設定機関（JSS）又はその他の基準設定機関
 - 監査及び保証業務、並びに倫理に関する両方のJSS
 - 監査及び保証業務のみを対象とするJSS
 - 倫理のみを対象とするJSS
 - その他 – 具体的に記入ください：[…]
 - 会計事務所以外のサステナビリティ保証業務を実施する組織
 - 財務諸表又はその他の財務・非財務情報の作成者又は発行者
 - 公共部門組織
 - 規制当局又は監査・保証・倫理監督機関
 - ガバナンスを担う者
 - 財務情報又は非財務情報の利用者（例：投資家、アナリスト、貸し手又はその他の債権者）
 - その他 – 具体的に記入ください。

Appendix : セクション I 回答者について (質問1~3)

- 質問 3

- ▶ ご自身又は組織に最も該当する地理的地域を選択肢から選択してください。

- アフリカ

- アジア太平洋

- ヨーロッパ

- 南米

- 中東

- 北米

- グローバル [回答者の見解が個人的な見解である場合、この選択肢は表示されません。]

Appendix : セクションII 背景 (1/2)

- International Foundation for Ethics and Audit (IFEA) は、倫理・監査・保証分野の国際的な高品質な基準設定を支援する非営利組織であり、その下でIAASBとIESBAという二つの審議会が活動している。
- IAASBとIESBAのミッション
 - ▶ IAASBは、監査、保証、品質マネジメント、レビュー及び関連サービスに関する高品質な国際基準を設定し、各国基準とのコンバージェンスを促進することで、世界的な実務の質と一貫性を高め、監査・保証専門職に対する社会一般からの信頼を強化することを目的としている。
 - ▶ IESBAは、職業会計士及びその他の利用者に適用される倫理（独立性を含む）の高品質な国際基準を設定することで、企業・組織における倫理的行動の礎を提供し、財務情報及び非財務情報に対する信頼を通じて市場と経済の健全性・持続可能性を支える役割を担う。
- 現行SWP (2024–2027)
 - ▶ 現行のIAASB・IESBA双方のSWPは2027年末で終了するため、2028–2031期のSWP策定に向けて、今回の共同サーベイが実施される。

Appendix : セクションII 背景 (2/2)

- IAASBの2024-2027戦略目標
 - ▶ サステナビリティ報告の保証に関する、グローバルに受け入れられる基準の確立
 - ▶ 公益上のニーズが最も大きい領域に焦点を当て、監査・レビューの品質の一貫した実施を支援するために基準を強化すること。
 - ▶ IESBAや他の基準設定機関・規制当局との連携を強化し、公益のための協調行動を高めること。
 - ▶ モニタリング・グループ改革のビジョンに沿って、より機動的で革新的な業務運営のあり方を構築すること。
- IESBAの2024-2027戦略目標
 - ▶ サステナビリティ報告及び保証に対する信頼の向上
 - ▶ サステナビリティ報告・保証以外の分野において、IESBA倫理規程を強化すること、又はその他の対応策を実施すること。
 - ▶ 多様なステークホルダーの視点をさらに取り込みつつ、基準のグローバルな運用可能性・受容性を高めること。
 - ▶ 採用と実施への継続的な注力を通じたIESBA倫理規程の影響力の拡大

Appendix : セクションⅢ

2028-2031年におけるSSBの戦略的ポジショニング（質問4）

質問4

SSBは2028-2031年を見据えるに当たり、急速に変化するグローバル環境において公益に最善の形で貢献するための戦略と作業計画の在り方を検討しています。これには、SSBが基準設定及び関連活動において、いかに関連性を保ち、迅速に対応し、影響力を発揮し続けるかについての慎重な考察が含まれます。この文脈において、SSBが次期戦略期間（2028-2031年）に達成すべき目標は何であるとお考えですか？

- ▶ 回答では、例えば以下のような側面に触れることができます。
 - ◆ SSBの基準設定及び関連活動の関連性、対応力、影響力
 - ◆ SSB基準のより広範な採用と効果的な実施
 - ◆ 主要なステークホルダーグループとの相互作用及び対話
 - ◆ SSBが公共の利益に資する能力

- ▶ 上記の例はあくまで参考例であり、回答を制限、誘導するものでも、他の方法で影響を与えるものでもありません。

- ▶ 回答はIAASBとIESBAをまとめて扱うべきですが、必要に応じてIAASB又はIESBAに特に言及することも可能です（該当する場合、そのような事項については別見出しを使用できます）。

Appendix : セクションIV SSBに影響を与える主要な環境動向

A-デジタルトランスフォーメーション

● DX（環境動向①）

- ▶ 新興テクノロジーの利用増加、デジタル資産及びデジタル資産の制度化、テクノロジーがもたらす金融犯罪

● 影響

▶ 監査、保証、品質管理、倫理及び独立性に関する事項への潜在的影響

- ◆ 基準の近代化・強化、ガイダンスの提供
- ◆ 新興テクノロジーの専門家を含むステークホルダーとの対話の拡大

▶ 監査、保証及び品質管理に関する事項への潜在的影響

- ◆ ガイダンス策定の可能性（例：デジタル資産の監査、テクノロジーを利用する際の職業的懐疑心及び職業的専門家としての判断を強化するためのガイダンス）
- ◆ 保証業務の重要度の高まり、又は新たな保証業務の出現（例：新興テクノロジー、サイバーセキュリティに関する保証）

▶ 倫理及び独立性に関する事項への潜在的影響

- ◆ 職業会計士によるAIの利用に関連する倫理及び独立性の考慮事項
- ◆ テクノロジーへの過度の依存とそれが客観性及び職業的専門家としての判断に及ぼす影響
- ◆ 金融犯罪やサイバーセキュリティに関連する脅威の増大
- ◆ ビジネスモデル及びガバナンスの変化、並びに倫理及び独立性への潜在的影響

Appendix : セクションIV SSBに影響を与える主要な環境動向

A-デジタルトランスフォーメーション（質問5A.1~5A.3）

質問5（A1~A3）

次のトレンドが、2028年に始まる次期戦略期間において、SSBにとって重要性が増すか減るかの程度を示してください。

（6は重要性が大幅に増す、1は重要性が大幅に減るを意味します。また、考慮すべきトレンドではないと考える場合は0を選択してください。）

- ◆ A.1 デジタルトランスフォーメーション - 新興テクノロジーの利用増加
- ◆ A.2 デジタルトランスフォーメーション - デジタル資産及びデジタル資産の制度化
- ◆ A.3 デジタルトランスフォーメーション - テクノロジーがもたらす金融犯罪

▶ [回答者が「6~1」を選択した場合]

このトレンドに関連し、IAASB若しくはIESBA、又は両基準設定審議会（SSB）に対して強調すべき事項はありますか？

▶ [回答者が「0」を選択した場合]

このトレンドがSSBにとって関連性のあるものと見なすべきでない理由を説明してください。

セクションⅣ:SSBに影響を与える主要な環境動向

B-地政学的・規制環境の変化

● 地政学的・規制環境の変化（環境動向②）

- ▶ 規制の変更、分断化のリスク、基準設定におけるより高い迅速性の必要性、多様な意見の反映を求める声

● 影響

▶ 監査、保証、品質管理、倫理及び独立性に関する事項への潜在的影響

- ◆ 簡素化の可能性のある領域（スケーラビリティ及び比例性の観点を含む。）を特定する必要性
- ◆ 迅速性及び対応力を向上させる必要性
- ◆ 基準策定（フルスコープ／ナロースコーププロジェクトによる）及び非公式文書（NAM）の開発の必要性のバランスを図る。
- ◆ IAASB及びIESBA間の調整及び協力、並びに他の基準設定機関との連携の強化
- ◆ 投資家及びガバナンスに責任を有する者を含むステークホルダーとの対話の強化

Appendix : セクションIV SSBに影響を与える主要な環境動向

B-地政学的・規制環境の変化（質問5 B.1~5B.4）

質問5（B1~B4）

次のトレンドが、2028年に始まる次期戦略期間において、SSBにとって重要性が増すか減るかの程度を示してください。

（6は重要性が大幅に増す、1は重要性が大幅に減るを意味します。また、考慮すべきトレンドではないと考える場合は0を選択してください。）

- ◆ B.1 地政学的・規制環境の変化 - 規制の変更
- ◆ B.2 地政学的・規制環境の変化 - 分断化のリスク
- ◆ B.3 地政学的・規制環境の変化 - 基準設定におけるより高い迅速性の必要性
- ◆ B.4 地政学的・規制環境の変化 - 多様な意見の反映を求める声

▶ [回答者が「6~1」を選択した場合]

このトレンドに関連し、IAASB若しくはIESBA、又は両基準設定審議会（SSB）に対して強調すべき事項はありますか？

▶ [回答者が「0」を選択した場合]

このトレンドがSSBにとって関連性のあるものと見なすべきでない理由を説明してください。

Appendix : セクションIV SSBに影響を与える主要な環境動向

C-サステナビリティ情報に関する進化する期待

- **サステナビリティ情報に関する進化する期待（環境動向③）**

- ▶ サステナビリティ報告・保証への継続的な需要、規制及び地政学的な変化

- **影響**

- ▶ **監査、保証、品質管理、倫理及び独立性に関する事項への潜在的影響**

- ◆ サステナビリティ基準の採用・実施状況をモニターし、実施上の課題（追加ガイダンスや基準の策定の必要性を含む。）にタイムリーに対応すること。
- ◆ 迅速な手法で資料を開発し専門的知見を活用するための新たな仕組みの構築
- ◆ 法域間の整合性、相互運用性、グローバルな一貫性を確保するための連携

- ▶ **監査、保証及び品質管理に関する事項への潜在的影響**

- ◆ サステナビリティ保証と財務諸表監査のコネクティビティの高まりに対応し、一貫したアプローチと保証品質の維持に貢献すること。

- ▶ **倫理及び独立性に関する事項への潜在的影響**

- ◆ サステナビリティ情報の全ての作成者に対する倫理基準の必要性の検討

Appendix : セクションIV SSBに影響を与える主要な環境動向 C-サステナビリティに関する進化する期待（質問5 C.1~5C.2）

質問5（C1~C2）

次のトレンドが、2028年に始まる次期戦略期間において、SSBにとって重要性が増すか減るかの程度を示してください。

（6は重要性が大幅に増す、1は重要性が大幅に減るを意味します。また、考慮すべきトレンドではないと考える場合は0を選択してください。）

- ◆ C.1 サステナビリティ情報に関する期待の変化 -サステナビリティ報告・保証への継続的な需要
- ◆ C.2 サステナビリティ情報に関する期待の変化 - 規制及び地政学的な変化

▶ [回答者が「6~1」を選択した場合]

このトレンドに関連し、IAASB又はIESBA、あるいは両基準設定審議会（SSB）に対して強調すべき事項はありますか？

▶ [回答者が「0」を選択した場合]

このトレンドがSSBにとって関連性のあるものと見なすべきでない理由を説明してください。

Appendix : セクションIV SSBに影響を与える主要な環境動向

D-会計事務所等の進化する構造及びビジネスモデル

● 会計事務所等の進化する構造及びビジネスモデル（環境動向④）

- ▶ 代替的な所有構造、会計・監査業務における非職業会計士の関与の増加、人材の獲得・維持の課題、非保証業務

● 影響

▶ 監査、保証及び品質管理に関する事項への潜在的影響

- ◆ 会計事務所等レベル及び業務レベルの品質マネジメントに対処するために、ガイダンス又は基準の強化が必要となる可能性がある。例えば、ガバナンス及びリーダーシップ、受嘱及び継続、関連する倫理上の要求事項、情報及びコミュニケーションへの影響等である。

▶ 倫理及び独立性に関する事項への潜在的影響

- ◆ 会計事務所等へのプライベート・エクイティ投資によって提起される倫理及び独立性に関連する問題、並びにそれが会計事務所等の文化に与える影響についての検討。新たな所有モデルから生じる事務所の倫理文化への課題に対処するために、ガイダンス又は基準が役立つかどうか、またその方法についての検討
- ◆ 多分野にわたる文脈におけるIESBA倫理規程の理解度及び遵守に関する課題の検討

Appendix : セクションⅣ SSBに影響を与える主要な環境動向

D-会計事務所等の進化する構造及びビジネスモデル (質問5 D.1~5D.4)

質問5 (D1~D4)

次のトレンドが、2028年に始まる次期戦略期間において、SSBにとって重要性を増すか減るかの程度を示してください。

(6は重要性が大幅に増す、1は重要性が大幅に減るを意味します。また、考慮すべきトレンドではないと考える場合は0を選択してください。)

- ◆ D.1 会計事務所の進化する構造及びビジネスモデル - 代替的な所有構造
- ◆ D.2 会計事務所の進化する構造及びビジネスモデル - 会計・監査業務における非職業会計士の関与の増加
- ◆ D.3 会計事務所の進化する構造及びビジネスモデル - 人材の獲得・維持の課題
- ◆ D.4 会計事務所の進化する構造及びビジネスモデル - 非保証業務

▶ [回答者が「6~1」を選択した場合]

このトレンドに関連し、IAASB若しくはIESBA、又は両基準設定審議会 (SSB) に対して強調すべき事項はありますか？

▶ [回答者が「0」を選択した場合]

このトレンドがSSBにとって関連性のあるものと見なすべきでない理由を説明してください。



2026年3月30日
第104回倫理委員会
配付資料No. **3**

会員からの職業倫理相談状況

2026/3/30



会員からの職業倫理相談状況（2026年3月）

- 2026年3月6日：2件
- 相談カテゴリー
 - 報酬依存度、就職制限

作業部会 審議日		相談事項
3月6日	①	報酬依存度の算定及び判定の基準日について
	②	監査法人の代表社員が税理士法人の代表社員も務めている状況で、当該税理士法人において代表社員を務める別の者が当該監査法人の依頼人の取締役就任した場合、当該監査法人が当該依頼人の監査を継続することの可否

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会